

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和7年4月30日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	蓮池地区	令和7年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	平木下所地区	令和7年2月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	氷谷原地区	令和7年2月25日
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大谷池地区	令和7年2月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	浦谷地区	令和7年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	羽間下池地区	令和7年2月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	羽間上池地区	令和7年2月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	羽間下池・川東地区	令和7年2月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	牛田池地区	令和7年2月10日